

手続きを必要とする「指定作業場」とは

(1) 届出を必要とする指定作業場の種類

環境確保条例では、工場に該当しなくても公害を防止する必要のある事業所等を「指定作業場」と定めて、事業者へ届出、報告、基準の遵守等を義務付けています。

次に該当するものが環境確保条例上の指定作業場です。

指定作業場の種類

環境確保条例別表第2（指定作業場（工場に該当するものを除く））

- 1 レディミクストコンクリート製造場（建設工事現場に設置するものを除く。）
- 2 自動車駐車場（自動車等の収容能力が20台以上のものに限る。）
- 3 自動車ターミナル（自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第4項に規定する自動車ターミナル（貨物の積卸しのためのものに限る。）をいい、事業用自動車を同時に10台以上停留させることができるものに限る。）
- 4 ガソリンスタンド（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第386号）第3条第1号に規定する給油取扱所をいう。）、液化石油ガススタンド（液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第2条第20号に規定する設備を有する事業所をいう。）及び天然ガススタンド（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第23号に規定する設備を有する事業所をいう。）
- 5 自動車洗車場（スチームクリーナー又は原動機を用いる洗浄機を使用するものに限る。）
- 6 ウェスト・スクラップ処理場（建場業（収集人から再生資源（古繊維、古綿、古紙、古毛、古瓶又は古鉄類をいう。以下、この項において同じ。）を集荷する業をいう。）、消毒業（再生資源を消毒する業をいう。）及び選分加工業（再生資源を建場業を営むもの、会社、官公庁、工場等から大口に集荷し、これを選分し、又は加工する業をいう。）に係るものを除く。）
- 7 廃棄物の積替え場所又は保管場所（前号に掲げるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項及び第4項、第14条第1項及び第4項並びに第14条の4第1項及び第4項の規定に基づき許可を得た者並びに地方公共団体が設置するものに限る。）
- 8 セメントサイロ（セメント袋詰め作業が行われるものに限る。）

- 9 材料置場（面積が100㎡以上のものに限る。）
- 10 死亡獣畜取扱場（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場をいう。）
- 11 と畜場
- 12 畜舎（豚房の総面積が50㎡以上、馬房の総面積、牛房の総面積若しくはこれらの合計面積が200㎡以上又は鶏の飼養規模が、1,000羽以上のものに限る。）
- 13 青写真の作成の用に供する施設を有する作業場
- 14 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場
- 15 臭化メチル、シアン化水素、エチレンその他の有害ガスを使用する食物の燻蒸場
- 16 めん類製造場
- 17 豆腐又は煮豆製造場（原料豆の湯煮施設を有するものに限る。）
- 18 砂利採取場（砂利の洗浄のみを行うものを含む。）
- 19 洗濯施設を有する事業場
- 20 廃油処理施設を有する事業場
- 21 汚泥処理施設を有する事業場
- 22 し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が200人以下のし尿浄化槽を除く。）を有する事業場
- 23 工場、作業場等から排出される汚水の処理施設を有する事業場（次号に掲げるものを除く。）
- 24 下水処理場（下水道法第2条第6号に規定する終末処理場をいう。）
- 25 暖房用熱風炉（熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1%以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。）を有する事業場
- 26 ボイラー（熱源として電気若しくは廃熱のみを使用するもの並びに日本工業規格B8201及びB8203伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が5㎡未満のもの（いおう化合物の含有率が体積比で0.1%以下であるガスを燃料として専焼させるものについては伝熱面積が10㎡未満のもの）を除く。）を有する事業場
- 27 ガスタービン（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル未満のもの及び非常用のものを除く。）、ディーゼル機関（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5リットル未満の

もの及び非常用のものを除く。)、ガス機関(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5リットル未満のもの及び非常用のものを除く。)又はガソリン機関(燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり5リットル未満のもの及び非常用のものを除く。)を有する事業場

28 焼却炉(火床面積が0.5㎡未満であって焼却能力が1時間当たり50kg未満のものを除く。)を有する事業場

29 冷暖房用設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び浴室の床面積の合計が150㎡を超える公衆浴場で揚水施設を有するもの

30 水道施設(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定するものをいう。)、工業用水道施設(工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条第6項に規定するものをいう。)又は自家用工業用水道(同法第21条第1項に規定するものをいう。)の施設のうち、浄水施設に供する沈殿施設又はろ過施設を有する事業場(これらの浄水能力が1日当たり10,000m³未満の事業所に係るものを除く。)

31 病院(病床数300以上を有するものに限る)

32 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査を行う事業場(国又は地方公共団体の試験研究機関、製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究機関、大学及びその附属研究機関並びに環境計量証明業に限る。)

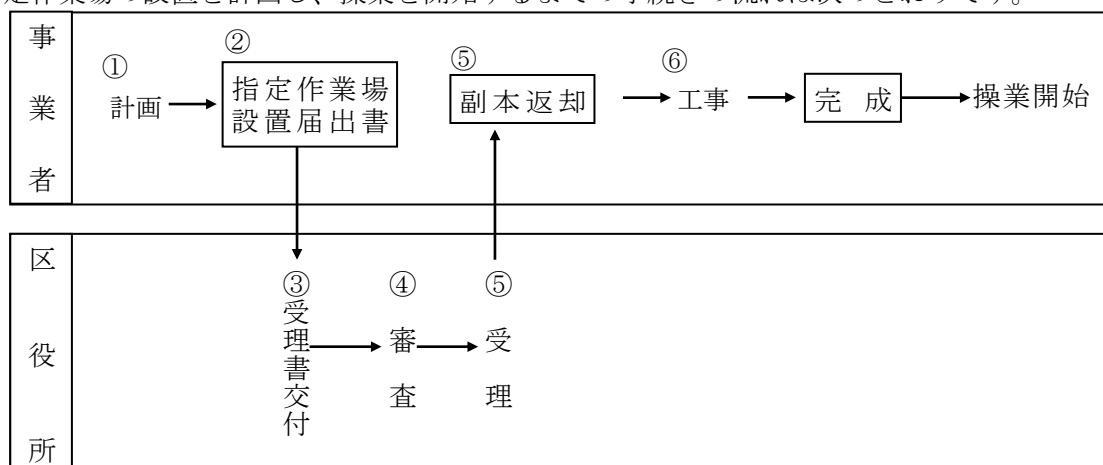
※1 冷温水発生機は「ボイラー」の扱いとなります。

※2 GHP、ガスヒートポンプ、ヒーポン、ガスエンジン、ガスエアコンは「ガス機関」の扱いとなります。

(2) 届出手続きの流れ

区内に指定作業場を設置しようとする場合には、あらかじめ、環境確保条例に基づき所定の手続きにしたがって届出を行ってください。

指定作業場の設置を計画し、操業を開始するまでの手続きの流れは次のとおりです。



①届出前の確認

次の事項を十分検討し、設置場所や内容が法令に違反していないことを確認してください。

- ・設置予定場所の「建築基準法」の適合状況

※くわしくは、建築指導課へ相談してください。

②届出

届出前の確認が終わりましたら所定の届出書類を作成し、工事開始予定の30日以上前までに環境推進課へ提出してください。用紙は環境課にあります。

また、用紙は区ホームページからもダウンロードができます。

③受理書交付

提出された書類は窓口で形式審査を行い、書類に不備がなければ届出書の受付をします。その際に受理書を発行します。

④審査

届出書の記載内容や指定作業場設置予定場所の調査を行い、届出の可否について審査をします。

⑤受理

審査の結果、届出内容が条例の規定に適合すると認められる場合は、届出書を受付した日から30日以内に受理となり、届出書の副本を返却します。

⑥設置工事

受理になりますと、指定作業場の設置等の工事を開始することができます。この際には届出書の内容を十分確認しながら工事を実施してください。

指定作業場変更届出について

指定作業場の届出は一度提出したらそれで終わりではなく、例えば、施設や建物を変更するとき、指定作業場の種類を増やすときなどには設置時と同じように届出をする必要があります。

手続きの流れなどは設置時と同じです。

【問合せ先】 江戸川区環境部環境課指導係 TEL 03-5662-1995（直通）

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成１２年条例第２１５号）（抜粋）

（事業者の責務）

第４条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

２ 事業者は、環境への負荷の低減及び公害の防止のために従業者の訓練体制その他必要な管理体制の整備に努めるとともに、その管理に係る環境への負荷の状況について把握し、並びに公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

（規制基準の遵守等）

第６８条 工場又は指定作業場を設置している者は、当該工場又は指定作業場から、規制基準（規制基準を定めていないものについては、人の健康に又は生活環境に障害を及ぼす恐れのない程度）を超えるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生（汚水については、地下への浸透を含む。）をさせてはならない。

（へい等の設置）

第７７条 工場又は指定作業場においては、第６８条第１項に規定する規制基準が適用されない一時的な作業等に伴って発生する騒音、振動又は粉じんを防止するために必要なへいその他の設備を設けなければならない。

（指定作業場の設置の届出）

第８９条 指定作業場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届出なければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 工場の名称及び所在地
- 三 指定作業場の種類及び作業の方法
- 四 建物及び施設の構造及び配置
- 五 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法
- 六 自動車の出入口が接する道路の幅員
- 七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（指定作業場の変更の届出）

第９０条 既に設置している指定作業場に係る前条第２項第三号から第五号までに掲げる事項を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない

（計画変更命令）

第９１条 知事は、前二条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る指定作業場が次の各号のいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、

当該届出を受理した日から30日(次条第二項の規定により同条第一項の期間を短縮したときは当該短縮期間)以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る指定作業場におけるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動若しくは悪臭の防止の方法、地下水の揚水の方法、建物若しくは施設の構造若しくは配置、自動車の出入口の位置、作業の方法若しくは燃料の質に関する計画の変更又は当該指定作業場の設置若しくは変更に関する計画の廃止を命ずることができる。

- 一 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭が第68条第一項に規定する規制基準を超えるとき。
- 二 使用する燃料が第69条第一項に規定する基準に適合しないとき。
- 三 第70条に規定する集じん装置を設置しないとき。
- 四 第71条に規定する基準に適合しない粉じんを発生する施設を設置するとき。
- 五 有害ガス取扱施設の構造が第72条に規定する基準に違反するとき。
- 六 第73条に規定する炭化水素系物質の排出防止の設備を設置しないとき。
- 七 第74条に規定する汚水に係る有害物質除害設備を設置しないとき。
- 八 有害物質取扱施設の構造が第75条に規定する基準に違反するとき。
- 九 地下水の揚水施設の構造等が第76条第一項に規定する基準に違反するとき。
- 十 第77条に規定するへいその他の必要な設備を設けないとき。
- 十一 自動車の出入口が第79条の規定に違反するとき。

(実施の制限)

第92条 第89条又は第90条の規定による届出をした者は、当該届出が受理された日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る指定作業場を設置し、又は当該届出に係る事項を変更してはならない。

- 2 知事は、第89条又は第90条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(準用規定)

第93条 第87条の規定は、第89条の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第87条中「当該認可に係る同条第2項第一号若しくは第二号に掲げる事項」とあるのは「当該届出に係る第89条第一号若しくは第二号に掲げる事項」と、「当該認可に係る工場」とあるのは「当該届出に係る指定作業場」と読み替えるものとする。

- 2 第88条の規定は、第89条の規定による届出をした者から当該届出に係る指定作業場を譲り受け、若しくは借り受け、又は相続、合併若しくは分割により取得した者につて準用する。